

○高松市スポーツ推進審議会条例

平成 20 年 3 月 26 日 条例第 26 号

高松市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、高松市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの推進のための基本方針に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、創造都市推進局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成 20 年7月 31 日までとする。

附 則(平成 23 年9月 26 日条例第 36 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)による改正前のスポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)第 18 条第5項の規定により高松市スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日、改正後の第3条第2項の規定により高松市スポーツ推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成 24 年7月 31 日までとする。

附 則(平成 23 年 12 月 20 日条例第 45 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年3月 27 日条例第6号)

この条例は、平成 24 年8月1日から施行する。